

社会労働研究 2巻 : 学会消息

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Society and labour / 社会労働研究

(巻 / Volume)

2

(開始ページ / Start Page)

174

(終了ページ / End Page)

174

(発行年 / Year)

1954-11-01

学会消息

究題目についての報告会がもたれている。

定例研究会報告者並に研究題目

第八回 二九・二・二二

平和の理論

湯川和夫

ソ同盟における最近の

農業問題

丸毛 忍

第九回 二九・六・二二

ホー・チ・ミン評伝

逸見重雄

ジャン・ジョオレスと

反戦闘争

近江谷駒

○ 六月にこの第二号をお贈りする予定でいたところ、いろいろな事情で約半年近く遅れてしまったことをお詫びしなければならぬ。
第三号は必ず三月初旬には出したいと思っているので、会員の皆様の御協力をお願いいたします。
○ 定例研究会は前号に紹介した後次の研

第一〇回 九二・一〇・一九

進化論とパヴロフ学説 柘植秀臣
イギリスにおける社会主義リアリズム論 村井康男
○ 定例研究会も今期は諸先生の御病氣その他で回数が少なかったが、秋からは定期的にもたれる筈で、御期待を乞いたい。
○ 学会誌もこれで愈々二回目、内容、形式共に充実を図って、編集委員は忙しくたち働いているが、尚不十分な点が色々残されていると思います。会員諸兄の忌憚のない御批評をお寄せ下されれば幸いです。

法政大学社会学部学会会則

- 第一条 この会は法政大学社会学部学会という
- 第二条 この会の事務所は法政大学社会学部内におく
- 第三条 この会の会員の学術研究を交換し、あわせて相互の連絡をはかることを目的とする
- 第四条 この会は前条の目的を達するため、左の事業を行う
 - 一、機関誌「社会労働研究」(毎年一回以上)および社会問題、労働問題に関する研究叢書の刊行
 - 二、定例研究会および公開講演会の開催
 - 三、その他この会の目的を達するために必要な事業
- 第五条 この会は左の者を以て会員とする
 - 一、法政大学社会学部の教授助教授、専任講師助手
 - 二、法政大学社会学部学生および卒業生
 - 三、この会の評議員会が推薦または承認した者
- 第六条 この会に左の役員をおく
 - 一、会長 社会学部長
 - 二、評議員 第五条第一項の者より若干名、および互選により選出された学生卒業生代表若干名
 - 三、会計監事 第五条第一項の者より若干名、但し評議員と兼任はできない
 - 第七条 この会の事務を処理するため左の委員をおく
 - 一、編集委員 若干名
 - 二、庶務委員 若干名
 - 三、会計委員 若干名
 - 第八条 会長を除く役員の仕事は一年とする。但し兼任を妨げない
 - 第九条 会長はこの会を代表し、評議員はこの会の運営にあたる。
 - 第十条 会長は毎年一回以上会員に会務を報告しなければならぬ
 - 第十一条 この会の運営に関する細部の事項はこの会の内規による
 - 第十二条 この会の会員は会費として年額三〇〇円を納めなければならない
 - 第十三条 この会の会員は機関誌「社会労働研究」の配布を受け、これに投稿することができる。但しその採否は編集委員が決めることがある
 - 第十四条 この会則の改正は評議員会の決議による